

マイ贈与

米ドル・豪ドル



無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険

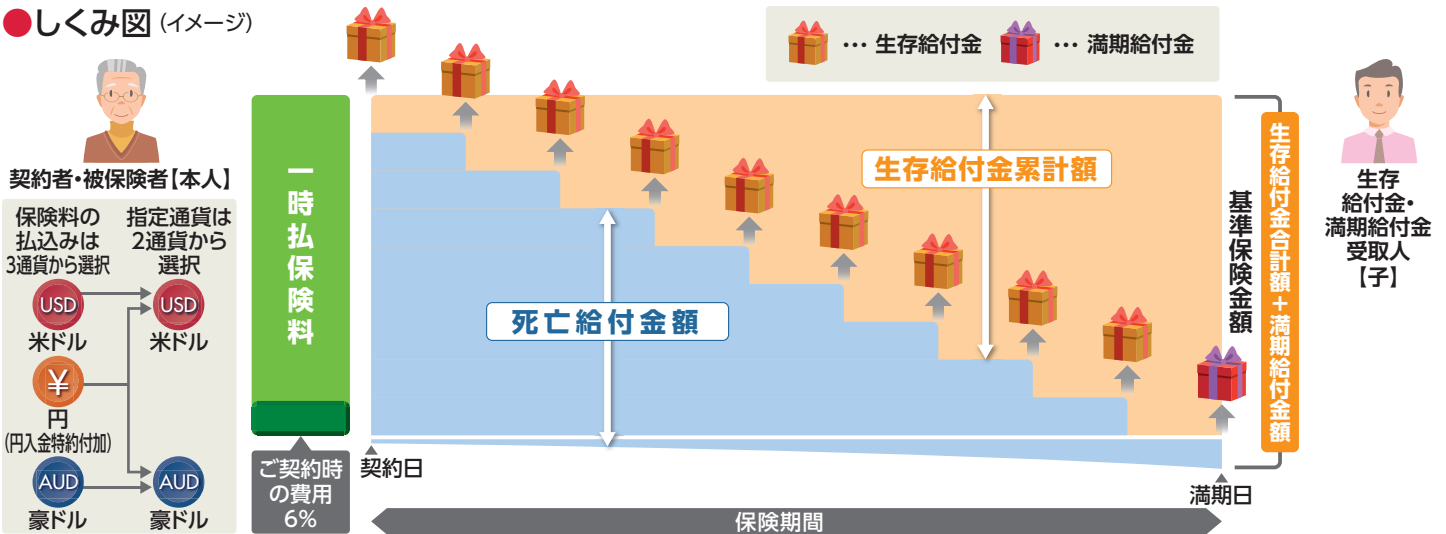
贈与タイプ

※契約者と生存給付金受取人・満期給付金受取人が異なる契約です。

●主な特長

- | | | |
|---|--|--|
| <p>特長 1 一時払保険料の全額を贈与できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生存給付金額・満期給付金額は、契約時に指定通貨建で確定し、その合計額(基準保険金額)は一時払保険料を上回ります。
※しくみ図右端部参照。 ●生存給付金、満期給付金は円貨でのお受取りとなります。 | <p>特長 2 契約後すぐに贈与を開始できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第1回目の贈与日は、契約日(一時払保険料が太陽生命に着金した日)となります。 ●贈与(受取)回数は5回・10回・15回・20回から選択できます。
※選択できる受取回数は、契約年齢により異なります。 | <p>特長 3 毎年の贈与金額の上限を円貨で指定できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●円建上限額指定特約が付加されているため、契約時に円貨で生存給付金などの上限額を指定できます。 ●為替変動により、生存給付金などが指定した上限金額を超えた場合、超過分を次年度以降に繰り越します。 |
|---|--|--|

●しくみ図 (イメージ)



円建上限額指定特約 円建上限額指定特約により、毎年の贈与金額の上限を設定できます。さらに、上限を超えた金額は翌年以降に繰越し、上限を下回った場合に充当することができます。

- 上限指定** 贈与したい金額を円貨で指定できます。
- 繰越** 指定した上限額を上回る場合(円安時)、上限を超えた金額は指定通貨建で翌年以降に繰り越します。
- 充当** 指定した上限額を下回る場合(円高時)、上限準備金から充当します。

- 贈与タイプには、円建上限額指定特約が付加されています。
- 上限準備金は保険期間中、自由に引出すことはできません。
- 上限準備金は指定通貨で太陽生命所定の利率により積み立てます。
- 円建上限額指定特約は中途付加のお取り扱いはありません。またこの特約のみのご解約はできません。

自分受取タイプ

※契約者本人が生存給付金受取人・満期給付金受取人の契約です。

- | | |
|---|---|
| <p>①資産をふやして受け取れます。</p> <p>②ご希望に沿った受取回数を選択できます。</p> <p>③死亡給付金受取人を指定することができます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●国内金利に比べて相対的に高い海外の金利で運用します。生存給付金額・満期給付金額は契約時に指定通貨建で確定し、その合計額(基準保険金額)は一時払保険料を上回ります。 ●受取回数は5回・10回・15回・20回から選択できます。 ●死亡給付金の非課税枠を活用できます。(死亡給付金受取人が法定相続人の場合) |
|---|---|

●主な引受条件

受取回数(保険期間)および契約年齢(被保険者満年齢)	5回(4年)	75歳~90歳	取扱限度	最低保険料	指定通貨で入金する場合	3万ドル(100ドル単位) 【米ドル・豪ドル共通】	
	10回(9年)	20歳~90歳		最高保険金額	円入金特約を付加する場合	300万円(10万円単位)	
	15回(14年)	20歳~86歳	被保険者	基準保険金額			5億円(円換算時)
	20回(19年)	20歳~81歳		契約者と同一			
			生存給付金受取人(満期給付金受取人)	契約者本人、契約者の配偶者または3親等内の親族			
			診査区分	無診査・無告知(告知不要)扱			

- この保険にはお客さまにご負担いただく諸費用があります。
- 受け取り時の為替レートによっては、生存給付金・満期給付金の合計額または死亡給付金とそれまでの生存給付金受取額の合計額がご契約時の為替レートで円換算した一時払保険料を下回ることがあります。
- ご契約後一定期間内に解約されますと、解約払戻金とそれまでの生存給付金受取額の合計額は一時払保険料を下回ることがあります。

この資料は、保険商品の概要を説明した商品概要書です。お申込みにあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

〈支払事由〉

名称	支払事由	お支払いする金額	受取人
生存給付金	被保険者が保険期間中の毎年の生存給付金支払日が到来した時に生存しているとき	生存給付金額*(単位生存給付金額) <米ドルまたは豪ドル>	生存給付金受取人
満期給付金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	満期給付金額*(単位生存給付金額) <米ドルまたは豪ドル>	満期給付金受取人
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	死亡給付金額 <米ドルまたは豪ドル>	死亡給付金受取人

* 贈与タイプは円建上限額指定特約にもとづき所定の金額を円貨でお支払いします。

〈特にご注意ください事項〉

この保険は外貨建のため、為替リスクがあります。

- 為替レートは日々変動していますので、指定通貨建の生存給付金・満期給付金・死亡給付金・解約払戻金などをお受け取り時の為替レートにより円換算した金額が、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料や生存給付金・満期給付金・死亡給付金・解約払戻金などの金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります(為替リスク)。なお、為替相場の変動がない場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。
- この保険の為替リスクは、ご契約者または各給付金の受取人に帰属します。

〈この保険のご契約にかかる諸費用〉

〈ご契約時の費用〉

- 契約締結などにかかる費用であり、一時払保険料に6.0%を上限とする太陽生命所定の割合を乗じた金額を一時払保険料から控除します。
※太陽生命所定の割合については、予定利率、保険期間によって異なるため、表示しておりません。

〈ご契約の維持・管理に関する費用〉

- ご契約の維持・管理にかかる費用および給付金などをお支払いするための費用であり、ご契約後に定期的に責任準備金*から控除します。
※費用については、保険期間によって異なるため、表示しておりません。
* 責任準備金とは、将来の給付金などをお支払いするために、ご契約者が払い込まれる保険料の中から太陽生命が積み立てておく準備金のことをいいます。

〈外国通貨のお取り扱いにより負担いただく費用〉

- 指定通貨建の一時払保険料(相当額)を円貨から指定通貨に交換される際には為替手数料が必要になります。また、指定通貨建でお受け取りになった生存給付金・満期給付金・死亡給付金・解約払戻金などを円貨に交換される際には為替手数料が必要になります。
※為替手数料は金融機関によって異なります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。
- 「円入金特約」・「円支払特約」・「円建上限額指定特約」を付加する場合、つぎのとおり、太陽生命所定の特約用の為替レートを適用します。この場合、適用レートには、為替手数料が反映されており、当該手数料のご負担が生じます。

指定通貨	円入金特約の適用レート	指定通貨	円支払特約・円建上限額指定特約の適用レート
米ドル・豪ドル	TTM+50銭	米ドル・豪ドル	TTM-50銭

※TTM(対顧客電信仲値)とは、金融機関で外貨を売買する際の基準レートをいい、太陽生命が指標として指定する金融機関が公示する値となります。
※この適用レートは2020年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

- 一時払保険料(相当額)を指定通貨で払込む際や、生存給付金・満期給付金・死亡給付金・解約払戻金などを指定通貨建でお受け取りになる際には、送金手数料、引出手数料などの費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。
※上記の諸手数料は金融機関によって異なります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。

〈解約時の解約控除〉

- 解約にかかる費用は「ご契約時の費用」として一時払保険料からご契約時に差し引いていますので、解約時の解約控除はありません。

募集代理店が受け取る販売手数料について

- 販売手数料として、一時払保険料相当額*に次の支払率を乗じた金額が、引受保険会社から募集代理店に対して支払われます。

	支払率	
	初年度	次年度以降
保険期間4年	0.55%	0.00%
保険期間9年以上	3.00%	0.00%

* 太陽生命所定の為替レートで円貨に換算します。

- 当該販売手数料は、「お客さまにご負担いただく諸費用等」に追加して別途ご負担いただくものではありません。

この保険は太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本割れすることがあります。

募集代理店

大和証券株式会社

引受保険会社

 太陽生命保険株式会社

(本社) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

お客様サービスセンター 0120-97-2111(通話無料)

営業時間 月曜～金曜 9:00～18:00

土曜・日曜 9:00～17:00

(祝日・年末年始(12/30～1/4)は休業します)

ホームページアドレス <https://www.taiyo-seimei.co.jp/>